令和５年度　固定資産税

償却資産申告の手引き

**申告にあたってのお願い**

|  |
| --- |
| * 転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して必ず提出してください。 * 申告書は、各種台帳に基づき、申告対象者と思われる方に送付しています。申告対象償却資産をお持ちでない場合でも、申告書備考欄に「該当資産なし」と記載のうえ提出してください。 * 前年中に資産の増減が無い場合でも、「種類別明細書」を作成のうえ申告してください。 * 申告書の｢控え｣が必要な方は提出時にコピー(控え用)も併せて提出してください。 * 郵送される場合は、必ず切手を貼付した返信用封筒を同封してください。同封が無い場合はご返送できませんので、予めご承知おきください。 |

申告期限　令和5年１月３１日（火）

|  |
| --- |
| [１．償却資産について 2](#_Toc6912239)  [２．申告から課税までのながれ 4](#_Toc6912240)  [３．償却資産の申告について 5](#_Toc6912241)  [４．償却資産の税額の計算方法 10](#_Toc6912242)  [５．業種別の主な償却資産 12](#_Toc6912243)  [６．建築設備（建物附属設備）について 12](#_Toc6912244)  [７．取得価額が少額の資産の申告について 13](#_Toc6912245)  [８．税務会計と固定資産税の償却資産の取扱いの比較 14](#_Toc6912246)  [９．所有権留保付売買資産・リース資産の取扱い 14](#_Toc6912247)  [１０．非課税・課税標準の特例・課税免除・減免について 14](#_Toc6912248)  [１１．実地調査、国税資料調査等の実施について 15](#_Toc6912249)  [１２．償却資産の申告対象となる車両について 16](#_Toc6912250)  [１３．ソフトウェアの取扱いについて 16](#_Toc6912251)  [１４．償却資産についてのＱ&Ａ](#_Toc6912252) 17 |

# 提出先及び問い合わせ先

北杜市役所　総務部税務課　資産税担当

山梨県北杜市須玉町大豆生田９６１番地１　　〒４０８－０１８８

電話０５５１－４２－１３１３（税務課直通）

※申告書は、各総合支所地域市民課でもご提出いただけます。

# １．償却資産について

## １ 償却資産とは

固定資産税において償却資産とは、土地・家屋以外の**事業のために用いることのできる資産**で、かつ、所得計算上その減価償却額が損金又は経費に算入されるものをいい、「構築物」「機械・装置」「船舶」「航空機」「車両・運搬具」「工具・器具・備品」の６種類に分類されます。

なお、取得価額が少額な資産（p.13）や、その他政令で定める資産（p.2）等、申告対象外となる資産もあります。

## ２ 償却資産の申告義務

償却資産には、「登記制度がないこと」、「土地や家屋と比べて多種多様のものが存在するため、毎年その対象物と価格を課税庁が的確に把握することが極めて困難であること」等から、地方税法は第383条において償却資産の所有者に申告を義務づけています。

正当な理由なく申告しなかった場合は、地方税法第386条及び北杜市税条例第75条の規定により、10万円以下の過料が科されることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることがあります。

## ３ 申告の対象となる償却資産

１月１日現在で事業の用に供することができる資産。

次の資産でも、事業の用に供することができる状態であれば、申告対象です。

* 建設仮勘定で経理されている資産
* 決算期以後に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産
* 簿外資産（帳簿に記載されず、税務会計上減価償却できない資産）
* 償却済資産（税務会計上減価償却が終了し、残存価額のみ帳簿に計上されている資産）
* 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
* 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
* 資産の価値を増加させるための改良等
* 道路運送車両法上の大型特殊自動車（⇒p.16）
* 建築設備等のうち、家屋として課税されないもの（⇒p.13）
* 賃貸者（テナント等）が取り付けた内装、造作、建築設備等（⇒p.13）

## ４ 申告の対象とならない償却資産

* 耐用年数が１年未満の資産、又は取得価額が少額の資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの。（⇒p.13）ただし、計上する場合は申告対象となります。
* 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの（⇒p.16）
* 無形固定資産（特許権、実用新案、ソフトウェア等）
* 繰延資産
* 商品、製品、仕掛品等の棚卸資産（貯蔵品としているものを除く）
* 牛、馬及び果樹等の生物（観賞用、興行用のものを除く）
* 美術品　等（⇒p.17）
* リース物件（⇒p.14）

## ５ 耐用年数と減価残存率

資産ごとに耐用年数が定められており、耐用年数に応じた減価残存率にて[評価額](#_１_評価額の計算)が減じていきます。

また、耐用年数が経過した償却済資産であっても、固定資産税では５％の評価額で課税されます。

※耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表をご確認ください。

※減価残存率についてはp.10「３ 減価残存率表」をご覧ください。

## ６ 資産種類ごとの主な償却資産

償却資産の対象となる主な資産には、次のようなものがあります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **資産種類** | | **内容** |
| １　構築物 | | ビニールハウス、駐車場等の舗装路面、看板・広告塔、堀・門・緑化施設等の外構工事、庭園、オイルタンク、焼却炉、貯水池、屋外排水溝等 |
|  | 建築設備  建物附属設備  （⇒p.13） | 建物の所有者が取り付けた建築設備（建物附属設備）のうち、家屋として課税されないもの。  　　(1)生産事業（製造、加工、修理等）の工程上必要な設備  　　(2)受変電・自家発電設備、蓄電池電源設備  (3)建物から独立した諸設備 |
| 特定付帯設備  （⇒p.13） | 賃借人が、事業のために家屋に取り付けた内装、造作、建築設備等  ※賃借人の償却資産として取り扱います。 |
| ２　機械及び装置 | | 各種製造・加工・生産設備等の機械及び装置、太陽光発電設備、農業用機械、モーター・ポンプ類等の汎用機械類、ドローン（農薬散布用等）  大型特殊自動車（建設機械）⇒p.16  ※標識の分類番号が0、00～09、000～099となるもの |
| ３　船舶 | | ボート、釣船、漁船、遊覧船等 |
| ４　航空機 | | 飛行機、ヘリコプター、グライダー等 |
| ５　車両及び運搬具 | | 台車等運搬具、農耕作業用車両、  大型特殊自動車（フォークリフト等）⇒p.16  ※標識の分類番号が9、90～99、900～999となるもの |
| ６　工具器具及び備品 | | 医療機器、理美容機器、自動販売機、商品陳列棚、冷蔵庫、机・椅子、ロッカー、テレビ・カラオケ等音響機器、ゲーム機、両替機、冷暖房機器、パソコン、複写機、ファクシミリ、レジスター、金庫等、ドローン（空撮用） |

※自動車税・軽自動車税が課税される車両は固定資産税の対象外です。詳細はp.16をご覧ください。

※業種別の償却資産の例はp.12をご覧ください。

# ２．申告から課税までのながれ

## １ 申告書の提出

１月１日（賦課期日）現在所有している償却資産を、１月３１日までに申告していただきます。

本庁税務課又は各総合支所地域市民課にご提出ください。

## ２ 価格等の決定及び課税台帳への登録

市は、取得価額を基礎として取得以後の減価等を反映した価格を決定し、課税台帳に登載します。

## ３ 課税台帳に登録した旨の公示

市は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示します。（通常は４月１日）

## ４ 税額の算出及び納税通知書の送付

土地・家屋・償却資産をまとめて固定資産税として課税されます。

なお、償却資産の課税標準額が１５０万円（免税点）未満の場合には、償却資産に係る固定資産税は課税されないため、他に課税される土地や家屋が無い場合は、納税通知書も送付されません。詳細な計算方法はp.10をご覧ください。

## ５ 納税（納期限）

　北杜市では、４回の納期に分けて納付していただきます。

第１期　　令和５年　５月　１日（月）

第２期　　令和５年　７月３１日（月）

第３期　　令和５年１２月２５日（月）

第４期　　令和６年　２月２９日（木）

## 課税台帳の閲覧、証明

・償却資産課税台帳に登録された価格等は閲覧することができます。

閲覧は、償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

　・資産の種類ごとの取得価格と課税標準額をまとめた証明書を発行することができます。

## 審査の申し出

課税台帳に登録された価格に不服のある方は、償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から、税通知書の交付を受けた日後３カ月までの間、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

# ３．償却資産の申告について

## １ 申告が必要な方

　　令和５年１月１日現在、償却資産を所有している個人・法人

特に、次のような方も申告が必要となりますので、ご注意ください。

* 工場や商店、病院等を経営している個人・法人
* 駐車場やアパート等を貸し付けている個人・法人
* 農業を営んでいる個人・法人
* 太陽光発電設備を設置が完了している個人・法人
* 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）の個人・法人

## ２ 申告期限

令和５年１月３１日（火）

## ３ 申告書の記載方法の種類

**一般方式**

* **明細書には、前年中（R4.1.1～R4.12.31）に増加又は減少した資産について、資産名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数を記載します。（記載項目の一部）**
* 手書きで作成される方は、計算が不要なのでこの方法で申告されることをお勧めします。
* 減価償却による評価額や課税標準の特例を適用した課税標準額は、市役所にて算定するため、申告者は評価額、課税標準額を記載しない申告書を提出します。
* なお、初めて償却資産申告をおこなう方は、全資産を記載してください。
* 一度申告すると、翌年からは事前に資産が印字されたプレ印刷申告書を送付します。

**電算処理方式**

* **明細書には、賦課期日（１月１日）現在所有しているすべての資産について、減価償却による評価額、課税標準額まで計算し、記載項目の全部を記入した全資産明細書を作成する方式です。**
* 減少資産明細も提出してください。

**一般方式のプレ印刷申告書について**

* 前年度に一般方式で申告されている方には、現在課税されている資産が予め印字されている申告書（プレ申告書）をお届けします。
* 内容をご確認のうえ、これに加筆修正して申告してください。（詳細な記載方法は⇒p.7）

## ４ 電子申告（eLTAX）

eLTAX（エルタックス：地方税ポータルシステム）を利用し、オンラインで申告データを送信していただくことが可能です。ご利用には事前に手続きが必要です。詳細は地方税共同機構の<地方税ポータルシステム>（https://www.eltax.lta.go.jp）をご覧ください。

## ５ 償却資産申告書の記載例



**１住所、２氏名**

　償却資産を共同所有している場合は、代表者の氏名に続けて「外○○名」と記載します。

　個人事業者については、屋号だけでなく、必ず事業主の氏名を記載します。

**３個人番号又は法人番号**

　個人の場合は12桁の個人番号（マイナンバー）を、法人の場合は13桁の法人番号を右詰で記載します。

　個人番号を記載した申告書を提出する場合、法律に定められた本人確認が必要となります。

　○本人が提出する場合・・・①「**個人番号カード**」②「**通知カード**」又は「**住民票（個人番号を表示したもの）**」に加え「**運転免許証**」等の公的な本人確認書類。

　○代理人が提出する場合・・・上記に加え、代理人の「運転免許証」等本人確認書類＋「委任状」等

**４事業種目**

　事業の内容（複数の場合は主たるもの）を記載します。また、法人の場合は資本金等の金額も記載します。

**５事業開始年月**

　個人の場合は事業を開始した年月を、法人の場合は設立年月を記載します。

**６この申告に応対する者の係及び氏名**

　申告書の内容について市役所からの問い合わせ先となる担当部署、担当者名、電話番号を記載します。

**７税理士等の氏名**

　税理士等の関与がある場合は、その組織名、担当者名、電話番号を記載します。

**８短縮耐用年数の承認　～　１４青色申告**

　該当する方を◯で囲みます。

**１５市内における事業所等資産の所在地**

　資産の配置されている事業所等の所在地を記載します。

**１６借用資産**

　リースやレンタル等、借用資産がある場合は、貸主の名称、住所、電話番号等を記載します。

**１７事業所用家屋の所有区分**

　自己所有と賃借が複数ある場合は、それぞれ対応する１５番の事業所の番号を併記してください。

**１８備考（添付書類等）**

○前年中に資産の増減が無かった場合は「増減なし」と記載します。

○申告対象となる資産を所有していない場合は「該当資産なし」と記載します。

○非課税資産、課税標準の特例適用資産、減免該当資産、耐用年数の短縮等の適用により添付書類がある場合は、その書類名称を列記します。

○償却資産を共有している場合は、共有者全員の氏名、住所及び持分を記載します。

## ６ 種類別明細書（一覧表）の記載例　 ～プレ申告の用紙～



**※あらかじめ令和４年度の課税資産が印字されています。**

**※赤色でご記入ください。**

**資産の申告内容を修正する場合**

* 前年までに取得して申告済みの資産について、申告内容を修正する場合は、異動区分の修正に◯を記入し、修正箇所を二重線で抹消しその上に正しい内容を記載してください。また、摘要にその理由・内容等参考事項を記載してください。
* 減価残存率や評価額、課税標準額は記載不要です。
* 前年度以前の課税額に変更が生じる場合は、過納額を還付又は不足額を課税させていただきます。

**減少資産の記入**

* 前年中に売却や除却により減少した資産は、異動区分の減少に◯を記入し、二重線で抹消してください。また、事由欄には下記に応じた番号を記入し、摘要にその理由・内容等参考事項を記載してください。

１．売却・・・他事業者等への売却をした場合。

２．除却・・・廃棄又は取り壊し等をした場合

３．移動・・・北杜市外の事業所や工場に移動した場合

４．その他・・・具体的な事由を摘要欄に記入してください。

**増加資産の記入**

* 前年中に取得した資産は、異動区分の増加に◯を記入し、資産の種類に下記に応じた番号を記入します。

１．構築物　２．機械及び装置　３．船舶　４．航空機　５．車両及び運搬具　６．工具、器具及び備品

* 「名称」「数量」「取得年月」「取得価額」「耐用年数」を記載します。また、事由欄には下記に応じた番号を記入し、摘要に参考事項を記載してください。各項目の説明は「種類別明細書（増加資産・全資産用）」をご覧ください。（⇒p.8）  
  １．新品取得　２．中古取得　３．移動による受け入れ　４．その他
* 用紙に空欄が不足する場合は、複写式の種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入してください。

## ７ 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例　 ～複写式の用紙～



**※資産の種類別に取得年月日の古いものから御記入ください。**

**資産コード**

一般方式の場合、記入する必要はありません。電算処理方式の場合は必要に応じてご記載ください。

**資産の種類**　　それぞれ対応する数字を記入してください。

１．構築物　２．機械及び装置　３．船舶　４．航空機　５．車両及び運搬具　６．工具、器具及び備品

**取得年月**

年号は、昭和は３、平成は４、令和は５を記入してください。

１月１日取得の資産については、その前年の１２月を取得年月とし、摘要欄に１月１日取得と記載します。

**取得価額**（⇒p.10）

取得価額とは、償却資産を取得し事業の用に供するために直接要した費用をいいます。

**耐用年数**

　　耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入します。

　　耐用年数には、次の３種類があります。

1. 法定耐用年数・・・・・ 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づく原則的な耐用年数。
2. 中古見積耐用年数・・・ 中古取得資産の場合、耐用年数省令第３条の規定により見積もった法定耐用年数と異なる耐用年数。
3. 短縮耐用年数・・・・・ 法人税法又は所得税法の規定により国税局長から償却期間の短縮を承認された耐用年数。この場合、承認通知書の写しを申告書に添付します。

**減価残存率、価額、課税標準の特例、課税標準額**

　一般方式の場合、記入する必要はありません。

**増加事由**

それぞれ対応する数字を記入してください。

１．新品取得　２．中古取得　３．移動による受け入れ　４．その他

**摘要**

申告漏れ、課税標準の特例、耐用年数の短縮、中古見積耐用年数、増加償却等、参考事項を記載します。

## ８ 種類別明細書（減少資産用）の記載例　 ～複写式の用紙～



**資産の種類**

それぞれ対応する数字を記入してください。

１．構築物　２．機械及び装置　３．船舶　４．航空機　５．車両及び運搬具　６．工具、器具及び備品

**抹消コード**

一般方式の場合、記入する必要はありません。電算処理方式の場合は必要に応じてご記載ください。

**数量**

減少した資産の数量を記載してください。

**取得年月**

年号は、それぞれ昭和は３、平成は４、令和は５を記入してください。

**取得価額**

資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

**申告年度**

当該資産を最初に申告した年度を記載してください。

**減少の事由及び区分**

当該償却資産が減少した事由と減少が「一部」か「全部」かについて、それぞれ対応する数字を◯で囲んでください。

売却・・・他事業者等への売却をした場合。

除却・・・廃棄又は取り壊し等をした場合

移動・・・北杜市外の事業所や工場に移動した場合

その他・・・具体的な事由を摘要欄に記入してください。

# ４．償却資産の税額の計算方法

## １ 償却資産の資産区分と耐用年数

　「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和４０年大蔵省令第１５号）の別表に基づいた耐用年数を適用します。

## ２ 取得価額

* 取得価額とは、償却資産を取得し事業の用に供するために直接要した費用をいいます。
* 消費税の取扱いは、法人税又は所得税の取扱いに合せてください。（税込経理方式・税抜経理方式）なお、免税事業者は必ず税込経理方式を選択しなければなりません。
* 税務会計と異なり、圧縮記帳は認められていないので、圧縮前の金額を申告してください。（その他税務会計との比較について⇒p.14）
* 事業占有割合による取得価額の按分は、固定資産税上では認められていません。

## ３ 減価残存率表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 耐用年数 | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価残存率 | |
| 前年中取得のもの | 前年前取得のもの | 前年中取得のもの | 前年前取得のもの | 前年中取得のもの | 前年前取得のもの |
| －  2  3  4  5  6  7  8  9  10  11  12  13  14  15 | 0.658  0.732  0.781  0.815  0.840  0.860  0.875  0.887  0.897  0.905  0.912  0.919  0.924  0.929 | 0.316  0.464  0.562  0.631  0.681  0.720  0.750  0.774  0.794  0.811  0.825  0.838  0.848  0.858 | 16  17  18  19  20  21  22  23  24  25  26  27  28  29  30 | 0.933  0.936  0.940  0.943  0.945  0.948  0.950  0.952  0.954  0.956  0.957  0.959  0.960  0.962  0.963 | 0.866  0.873  0.880  0.886  0.891  0.896  0.901  0.905  0.908  0.912  0.915  0.918  0.921  0.924  0.926 | 31  32  33  34  35  36  37  38  39  40  41  42  43  44  45 | 0.964  0.965  0.966  0.967  0.968  0.969  0.970  0.970  0.971  0.972  0.972  0.973  0.974  0.974  0.975 | 0.928  0.931  0.933  0.934  0.936  0.938  0.940  0.941  0.943  0.944  0.945  0.947  0.948  0.949  0.950 |

※固定資産評価基準　別紙１５抜すい

※前年中に取得した資産の残存率は、取得月にかかわらず一律半年分となります。

## ４ 評価額の計算

「取得価格」及び「減価残存率」により、資産ごとに評価額を計算します。

|  |
| --- |
| 前年中に取得したもの  取得価額　　×　　前年中取得のものの減価残存率　＝　評価額  前年前に取得したもの  前年度評価額　×　前年前取得のものの減価残存率　＝　評価額 |

※この方法により計算した評価額が取得価額の５%未満になる場合は、それ以後５%の額を評価額とします。

固定資産税では、**残存評価額は、取得価額の５％**となります。

### 【評価額の算出例】

|  |
| --- |
| 取得価額250,000円、取得時期令和4年6月、耐用年数4年のパソコンの場合  （耐用年数4年、前年中取得のものの減価残存率・・・0.781）  （耐用年数4年、前年前取得のものの減価残存率・・・0.562）  初年度（令和５年度）の評価額　250,000円× 0.781＝ 195,250円  ２年度（令和６年度）の評価額　195,250円× 0.562＝ 109,730円  ３年度（令和７年度）の評価額　109,730円× 0.562＝ 61,668円  ４年度（令和８年度）の評価額　 61,668円× 0.562＝ 34,657円  ５年度（令和９年度）の評価額　 34,657円× 0.562＝ 19,477円  ６年度（令和10年度）の評価額　 19,477円× 0.562＝ **10,946円 ＜ 12,500円**  ※令和10年度に5%（12,500円）の額より小さくなるので、以降12,500円が評価額となります。 |

## ５ 価格の決定と課税標準額

各資産の評価額の合計が決定価格となり、決定価格の1,000円未満を切捨てて課税標準額とします。

なお、「課税標準額の特例（p.14）」がある資産については、決定価格に特例割合を適用します。

申告した償却資産に係る課税標準額が**１５０万円未満**の場合は、課税されません。・・・**免税点**

## ６ 税額の計算

税額は課税標準額に税率をかけて計算します。

税額

（100円未満切り捨て）

税率

1.4%

課税標準額

（1,000円未満切り捨て）

※課税標準額は、北杜市内に所在する償却資産の評価額の合計です。また、土地・家屋がある場合は、それぞれの評価額を合計して課税標準額とします。

### 【税額の算出例】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **資産の名称等** | **取得年月** | **取得価額** | **耐用年数** | **減価残存率** | **評価額** |
| 舗装路面 | R4.8 | 2,700,000円 | 15年 | 0.929 | 2,700,000円×0.929=2,508,300円(R5) |
| ルームエアコン | R3.11 | 500,000円 | 6年 | 0.840  0.681 | 500,000円×0.840=420,000円(R4)  420,000円×0.681=286,020円(R5) |
| 看板 | R2.2 | 1,600,000円 | 3年 | 0.732  0.464  0.464 | 1,600,000円×0.732=1,171,200円(R3)  1,171,200円×0.464=543,436円(R4)  543,436円×0.464=251,154円(R5) |

↓

|  |  |
| --- | --- |
| 評価額合計　＝　決定価格 | 2,508,300円＋286,020円＋251,154円= 3,045,474円 |

↓

|  |  |
| --- | --- |
| 課税標準額（千円未満端数切捨て）×　税率１．４％ | 3,045,000円×1.4%=42,630円 |

↓

|  |  |
| --- | --- |
| 税額（１００円未満切捨て） | 42,600円 |

# ５．業種別の主な償却資産

|  |  |
| --- | --- |
| **業　種** | **主な償却資産の例示** |
| 各業種共通 | 太陽光発電設備、駐車場設備、受変電設備、舗装路面、屋外上下水道工事、緑化施設、門、塀、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等 |
| 農業 | 農業用ビニールハウス、倉庫（家屋として課税されないもの）、暖房機、乾燥機、籾摺機、精米機、農耕作業用車両（自動車税等が課税されないもの）、畦畔ブロック、ドローン（農業用薬剤散布用、播種用）等 |
| 小売業 | 商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、日よけ等 |
| 飲食業 | 接客用家具・備品、自動販売機、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、自動食器洗浄器、製氷器、日よけ、室内装飾品等 |
| 理容・美容業 | パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等 |
| クリーニング業 | 洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備等 |
| 製パン・製菓業 | 窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等 |
| 医院、歯科医院 | 各種医療機器（ベッド、手術台、Ｘ線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、脳波測定器、ＣＴスキャン等）、各種事務機器、待合室用いす等 |
| 駐車場事業 | 舗装路面、柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機等 |
| 工場 | 受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、構内舗装、溶接機、貯水設備等 |
| 娯楽業 | パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、カラオケ、接客用家具、防犯監視設備等 |
| 印刷業 | 各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機等 |
| 建設業 | パワーショベル等建設重機、発電機、ポンプ、コンクリートカッター、ミキサー等 |
| 自動車整備業  ガソリン販売業 | プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、溶接機、ガソリン計量器、地下タンク等 |
| 木工業 | 帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等 |
| 鉄工業 | 旋盤、ボール盤、研削盤、プレス機、溶接機、グラインダー等 |
| ホテル・旅館業 | 応接セット、テレビ、ベッド、冷蔵庫等  浴場設備（温水器、ろ過器、ボイラー、オイルバーナー、窯、ポンプ等） |
| 食肉販売業 | 冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等 |
| ゴルフ練習場 | フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール貸出機等 |
| 不動産貸付業 | 門、塀、緑化施設、駐車場等の舗装、機械設備、自転車置き場等 |

# ６．建築設備（建物附属設備）について

建築設備とは、電気設備・ガス設備・給水設備・排水設備・衛生設備・空調設備・防災設備・運搬設備・清掃設備等で、本来家屋と一体となって効用を高めるための設備のことを言います。

建築設備の考え方は、税務会計上の建物附属設備（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第１）とおおむね一致しますが、固定資産税上では「家屋として課税されるもの」と「償却資産の申告対象となるもの」に取扱いが分かれるため、申告の際は誤りの無いよう、十分にご注意ください。なお、償却資産として申告する場合は、構築物に含めてください。

原則的には、以下のものは償却資産として取り扱うこととなっています。

|  |
| --- |
| ○独立した機器としての性格が強いもの（例：発電設備、受変電設備）  ○特定の生産又は業務用設備（例：生産活動を行うために必要な電気設備） |

## １ 建物附属設備の区分の例示

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **設備の種類** | **償却資産として課税されるもの** | **家屋として課税されるもの** |
| 発変電設備 | 自家用発電設備･受変電設備 |  |
| 動力用配線配管設備 | 特定の生産又は業務用設備 | 左記以外の設備 |
| 電灯照明設備 | ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備 | 屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管 |
| 電話設備 | 電話機、交換機等装置･器具類 | 配線等 |
| 電気時計設備 | 時計、配電盤等の装置･器具類 |
| 消火装置 | 消火栓設備のホース・ノズル、消火器 | 消火栓設備、スプリンクラー |
| 中央監視制御装置 | 制御装置・監視カメラ |  |
| し尿浄化槽設備 | 右記以外の設備 | 家屋と一体となっている設備 |
| ガス設備･給排水設備 | 特定の生産又は業務用設備、屋外設備 | 左記以外の設備 |
| 冷暖房設備 | ルームエアコン（取外しが可能なもの） | 家屋と一体となっている設備 |
| 厨房設備、洗濯設備 | 接客の求めに応じる(百貨店、旅館、飲食店等)サービス設備 | サービス設備以外の設備 |
| 運搬設備 | 工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置 | エレベーター、リフト、エスカレーター設備 |
| 間仕切 | つい立て程度のもの | 容易に取り外せないもの |

## ２ 特定付帯設備について

特定付帯設備とは、賃借人等の方が取り付けた、内装、造作、建築設備等をいいます。

家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるものについては、通常、家屋に含めて課税されます。しかし、**家屋の所有者と異なる方（賃借人）がその家屋（貸しビル・貸店舗等）に施工した内装、造作、建築設備等については、家屋の所有者ではなく、その賃借人の償却資産として取り扱います。**

# ７．取得価額が少額の資産の申告について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **個人の場合** | **取得価額** | **税務会計の取扱い** | **固定資産税の取扱い** |
| 10万円未満 | 必要経費 | 申告対象外 |
| 10万円以上 | 3年一括償却 | 申告対象外 |
| 20万円未満 | 減価償却 | **申告対象** |
| 20万円以上 | 減価償却 | **申告対象** |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **法人の場合** | **取得価額** | **税務会計の取扱い** | **固定資産税の取扱い** |
| 10万円未満 | 損金算入 | 申告対象外 |
| 3年一括償却 | 申告対象外 |
| 減価償却 | **申告対象** |
| 10万円以上 | 3年一括償却 | 申告対象外 |
| 20万円未満 | 減価償却 | **申告対象** |
| 20万円以上 | 減価償却 | **申告対象** |
| 中小企業等が租税特別措置法の適用で取得した30万円未満の減価償却資産 | 損金算入 | **申告対象** |

# ８．税務会計と固定資産税の償却資産の取扱いの比較

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項　　　目** | **税務会計の取扱い** | **固定資産税の取扱い** |
| 償却計算の期間 | 事業年度 | 暦年（賦課期日制度） |
| 減価償却の方法 | 定額法・定率法の選択制 | 定率法のみ（⇒p.10） |
| 前年中の新規取得資産 | 月割償却 | 半年償却（１／２） |
| **圧縮記帳、特別償却、割増償却** | **認められます** | **認められません** |
| 増加償却、耐用年数の短縮 | 認められます | 認められます |
| 評価額の最低限度 | 備忘価額（1円） | 取得価額の100分の5 |
| 改良費（資本的支出） | 原則区分評価 | 区分評価 |
| 少額の減価償却資産  （使用可能期間が１年未満か取得価格が10万円未満の資産） | 損金算入が可能 | 損金算入したものは課税対象外 |
| 一括償却資産  （取得価格が20万円未満の減価償却資産） | 3年間で損金算入が可能 | 損金算入したものは課税対象外 |
| 中小企業等が租税特別措置法の適用で取得した30万円未満の減価償却資産 | 損金算入が可能 | 課税対象になります |

# ９．所有権留保付売買資産・リース資産の取扱い

* 割賦販売等の所有権留保付売買資産については、原則として買い主の方が申告します。
* リース資産の場合は、原則としてリース会社が申告します。但し、所有権が使用者に移転する契約の場合は、使用者が申告します。

# １０．非課税・課税標準の特例・課税免除・減免について

地方税法の規定により固定資産税の負担が軽減される場合があります。

適用を受ける場合は、必要書類を添えて申告書の「11課税標準の特例」欄を有に丸を付して「18備考」欄に添付書類名称を記載してください。

## １ 非課税

地方税法第３４８条等に規定される、一定の要件を備えた償却資産は固定資産税が非課税となります。該当する償却資産がある場合は、申告書にその旨記載し、必要な添付書類を添えて申告してください。

## ２ 課税標準の特例

　地方税法第３４９条の３等に規定される、一定の要件を備えた償却資産は固定資産税が軽減されます。該当する償却資産がある場合は、申告書にその旨記載し、必要な添付書類を添えて申告してください。

## 課税標準の特例（生産性向上先端設備）

対象資産　：「生産性向上特別措置法」に基づき作成した先端設備等導入計画に記載のある設備

取得時期　：平成30年7月1日～令和5年3月31日

※適用期間が2年間延長となります。

軽減割合　：全額（わがまち特例）

軽減期間　：対象資産の固定資産税が課税されることとなった年度から３年度分

提出資料　：以下の書類を償却資産申告書に添付してください。

* 「先端設備等導入に係る認定書」の写し
* 「先端設備等導入計画書」の写し（認定を受けたもの）
* 「工業会等による仕様等証明書」の写し
* リース契約の写し（リース会社が申請する場合）
* 「固定資産税軽減計算書」の写し（リース会社が申請する場合）

※先端設備導入計画認定要件と固定資産税の特例適用要件は異なります。

対象者　　：資本金１億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備

等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く。）

対象資産　：家屋及び償却資産として課税対象となる以下の設備。但し中古資産は除きます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **設備の種類** | **用途等** | **最低価格（１台１基）** | **販売開始時期** |
| 機械装置 | 全て | 160万円以上 | 10年以内 |
| 工具 | 測定・検査 | 30万円以上 | 5年以内 |
| 器具備品 | 全て | 30万円以上 | 6年以内 |
| 建物付属設備 | 全て | 60万円以上 | 14年以内 |
| 構築物 | **独立した工作物** | 120万円以上 | 14年以内 |
| 事業用家屋 | ３００万円以上の先端設備等とともに導入されたもの | | |

## ３ 課税免除

　法令の規定による課税免除の適用を受ける場合は、申告書にその旨記載し、必要な添付書類を添えて申告してください。

例：過疎法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）、地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）、北杜市企業等振興支援条例等

## ４ 減免

　　納税義務者や課税対象資産に特別の事情がある場合、固定資産税の減免が認められる場合があります。基準や申請方法等、詳細についてはお問い合せください。

　主な減免事由：困窮、災害、公益等

# １１．実地調査、国税資料調査等の実施について

償却資産の申告に関し、地方税法第353条及び408条に基づいて現地にて実地調査をさせていただくことがあります。

また、地方税法第354条の2に基づき税務署での所得税又は法人税の申告資料の調査をはじめ、各関係機関へ調査を行うことがあります。

これらの調査に伴い賦課決定をおこなう場合がありますが、その際には資産の取得時期に応じて遡及して課税する場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

# １２．償却資産の申告対象となる車両について

* 大型特殊自動車は償却資産の申告対象となります。（自動車税は課税されません。）
* 軽自動車税、自動車税の課税対象となる車両は、償却資産の対象になりません。したがって、小型特殊自動車は申告対象となりません。なお、これらの車両は、ナンバーを取得していない場合でも償却資産の申告は必要ありません。
* 大型特殊自動車は、ナンバーの分類番号が「0、00～09、000～099（建設機械）」「9、90～99、900～999（建設機械以外）」となるものをいい、ナンバーを取得していない場合でも申告対象の償却資産となります。

## 大型特殊自動車と小型特殊自動車の区別

* 次の基準を一つでも満たす場合、大型特殊自動車となります。

(1)自動車の長さが4.7mを超えるもの

(2)自動車の幅が1.7mを超えるもの

(3)自動車の高さが2.8mを超えるもの

(4)最高速度が毎時15kmを超えるもの

※農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの

# １３．ソフトウェアの取扱いについて

* ソフトウェア等の無形固定資産は、償却資産の対象になりません。
* ワープロや表計算ソフトや業務用のパソコンソフト等は申告対象外となります。
* ただし、機械類に有機的一体として機能する組込ソフトウェア（基本ソフトウェア）は別個にソフトウェアとして取り扱わず、機械及び装置として申告することとなります。

# １４．償却資産についてのＱ&Ａ

### Ｑ　申告書が郵送されてきましたが、申告すべき資産がありません。

Ａ　令和５年１月１日現在で、申告対象となる資産（p.2）をお持ちの方は申告が必要です。

課税標準額が１５０万円未満の場合は課税されませんが、資産の多少にかかわらず全資産の申告が必要となります。

なお、申告対象となる資産がない場合は申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入し、提出してください。

### Ｑ　国税の申告において、減価償却をしていない資産は固定資産税申告の対象となりますか？

Ａ　所得申告において減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば償却資産として申告の対象となります。例えば、固定資産台帳等に記載されていない、いわゆる「簿外資産」についても、その資産が事業の用に供することができるものであれば、申告が必要です。

### Ｑ　減価償却資産の対象外となる美術品等の具体的な取扱いを教えてください。

Ａ　「時の経過によりその価値の減少しない資産」は、美術品等として減価償却資産に該当しないこととなっています。（法人税法施行令§13、所得税法施行令§6）

　　具体的な取扱いとしては、取得価額が１点１００万円以上のもの（時の経過により明らかに価値が減少するものは除く）は、美術品として取り扱うことになっています。

　　但し、国税（法人税・所得税）において、減価償却資産に計上している場合は償却資産として固定資産税の申告が必要になります。

### Ｑ　法定耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで到達した資産も申告の対象となりますか？

Ａ　所得申告において償却済となり備忘価格（１円）になった資産でも、事業の用に供することができる状態におかれているかぎり償却資産の対象となります。（取得価額の5％が評価額となります。）また、一時的に稼働を停止している遊休資産等であっても使用できる状態にあれば対象となります。

### Ｑ　「事業の用に供する」とは、どのような意味ですか？

Ａ　ここでいう「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続・反復して行うことをいい、営利又は収益を得ることを必要としません。したがって農業を営んでいる方、自宅で太陽光発電設備を所有して売電されている方も含まれます。

### Ｑ　「事業用」にも、「家庭用」にも使用している資産はどうなりますか？

Ａ　ほぼ家庭用として使っていて、事業用として使用する割合が小さかったとしても、そのすべてを償却資産として申告する必要があります。

### Ｑ　事業を行わない個人に貸し付けている資産はどうなりますか？

Ａ　貸し付けている方（＝所有者）の償却資産として申告します。

### Ｑ　共同所有している資産については、どのように申告すればよいですか？

Ａ　代表者が申告し、備考欄に共有者の氏名、住所及び持分を記載してください。

### Ｑ　提出した申告書に誤りがあった場合は？

Ａ　「修正」と朱書きして申告書を再度提出してください。

申告漏れにより新たに資産を申告する場合は、摘要欄に「申告漏れ分」等の説明を記載してください。

申告済みの資産について内容の訂正を行う場合は、当初記載内容を見え消しのうえ、赤字で訂正内容を記載してください。その際、参考となる事項を摘要欄に記載してください。（取得価額誤り等）

### Ｑ　申告しないでいるとどうなりますか？

Ａ　償却資産の申告は、法律と条例で義務付けられています。申告しない場合の罰則は地方税法第368条（延滞金）及び北杜市税条例第75条（不申告過料）で規定されています。（⇒p.2）

　　また、不申告の場合には、税務署等で国税申告資料を調査したり、実際に現地で資産調査をさせていただいたりすることがあります。（⇒p.15）

### Ｑ　アパートを建てましたが、どんなものを申告しなければなりませんか？

Ａ　主なものとして、駐車場のアスファルト舗装、集合郵便受け、屋外給排水設備、外灯、自転車置き場、ごみ置き場、塀、緑化設備、門柱・ゲート、ルームエアコン等があります。

### Ｑ　兼業農家ですが、償却資産の申告をしなければなりませんか？

Ａ　作物を販売・供出している場合は申告が必要となります。主なものとして、籾すり機、乾燥機等の農業用機械やビニールハウス等があります。

なお、乗用トラクター、乗用田植え機、乗用コンバイン等の乗用可能な農耕用作業車については、小型特殊自動車に分類されるものについては、申告の必要はありません。大型特殊自動車に分類されるもののみ申告してください。（⇒p.16）。

### Ｑ　取得価額には消費税を含みますか？

Ａ　税務会計で採用している経理方式によります。たとえば、法人税又は所得税の申告において、税抜経理方式でおこなっている場合は固定資産税（償却資産）の申告においても消費税を含まない金額で申告します。

※上記以外に御不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。